

▼日時 2月9日(火)・12日(金)・15日(月)

【午前の部】9時～12時(受け付けは11時30分まで)

【午後の部】13時～15時30分(受け付けは15時まで)

※混雑する場合は、先着順で早めに受け付けを締め切り、午後の受け付けを行わない場合がありますのでご注意ください。

▼会場 市役所703会議室

▼対象 小規模納税者(27年の所得金額が300万円以下の方)の所得税および復興特別所得税、個人消費税、年金受給者および給与所得者の方の所得税および復興特別所得税の申告。ただし、譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受ける方および相談内容が複雑な方などを除く。



納付済額通知 送付のお知らせ

介護保険料

高齢介護課

☎(235)49552

後期高齢者医療保険料

国保年金課

☎(235)45995

国民健康保険税

国保年金課

☎(235)96668

平成27年分の確定申告および平成28年度の市・県民税申告に使用する、介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の納付済額通知を、該当する方に今月下旬までに送付します。

各納付済額は、1枚のはがきにまとめて記載されています。申告の際は、記載内容をよく確認した上で使用してください。



市・県民税 (個人住民税) よくある質問

Q ことしからパートを始めようと思っています。どの位の収入から来年の住民税を支払う必要があり、また、配偶者控除を受けることができなくなりますか。

A パート収入は給与所得のため、課税対象になります。収入がパートの給与所得のみで、控除が基礎控除のみの成人の場合、納付と控除については右表のとおりとなります。

パート収入	住民税	配偶者控除
97万円以下	課税なし	受けられる
97万円超103万円以下	課税	受けられる
103万円超	課税	受けられない

Q 公的年金から個人住民税が徴収されているのに、なぜ個人住民税納税通知書(納付書)が届いたのでしょうか。

A 前年中に公的年金などを受給した65歳以上の方は、原則として公的年金に係る個人住民税は公的年金から特別徴収(天引き)されます。

しかし、公的年金以外の収入分に係る個人住民税は年金から特別徴収することができません。そのため、公的年金以外に営業・農業・不動産や個人年金などの収入がある場合は、公的年金の特別徴収と普通徴収(納付書払い・口座引き落とし)の2種類で納付

する必要があるため、納付書を送付しています。

なお、次に該当する方は特別徴収の対象になりません。

- ・1月1日以降、海老名市に住民登録のない方
- ・老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方
- ・介護保険料が公的年金から天引きされていない方
- ・公的年金に係る個人住民税の特別徴収額が老齢基礎年金などの年額を超える方

Q 平成27年10月に退職し、現在収入がありませんが、ことし個人住民税納税通知書が送られてきました。支払う必要はありますか。

A 個人住民税は、前年中(1月から12月までの)の所得に対して課税されるため、現在収入がない場合も、前年中に一定額以上の所得金額があれば課税され、納税の義務が発生します。そのため、支払いを免れることはできません。

Q 平成27年3月に海老名市から転出しましたが、ことし海老名市から個人住民税納税通知書が送られてきました。なぜ転出前の海老名市に個人住民税を納めなければならないのですか。

A 27年1月1日に海老名市に住んでいた場合は、転出先の市区町村ではなく、海老名市に個人住民税を納めることになるため送付しています。個人住民税は毎年1月1日現在で居住している市区町村が、その年度の課税をすることになっているからです。

Q ふるさと納税を行ったのですが、申告は必要ですか。

A 「寄附金控除」を受けるためには確定申告が必要です。なお、27年4月1日以降に行ったふるさと納税については、「寄附金控除」以外に確定申告する必要がなければ、確定申告を行わなくても「寄附金控除」が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。なお、確定申告をする場合は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できませんので、すべての寄付について申告する必要があります。

Q 住宅ローン控除を個人住民税で受けるためには何が必要ですか。

A 住宅ローン控除は、まず所得税から控除され、控除しきれなかった金額がある場合に限り個人住民税から控除(平成19年・20年中に入居した場合、個人住民税は控除対象外)されます。ただし、個人住民税で住宅ローン控除を適用させるためには、給与所得の年末調整で申告されているか、当該年度の個人住民税納税通知書が届くまでに確定申告を行う必要がありますので注意が必要です。